

■狩猟鳥種一覧と狩猟期間(狩猟期間外は捕獲等の許可が必要)

狩猟期間	11/15~2/15 (北海道は10/1~1/31)
	青森県 } 狩猟鳥カモ11種 11/1~1/31 秋田県 } 山形県 } ・都道府県により、一部期間が異なることがあります。
狩猟鳥	ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、 ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、 エゾライチョウ、ウズラ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリ除く)、キジ、 コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、 スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボンガラス、ハシブトガラス

■罰則

許可のない捕獲、飼養、違法に捕獲した野鳥の販売は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」により罰せられます。

違法な捕獲	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
違法に捕獲した野鳥の飼養/販売等のための譲受け・譲渡し等	6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

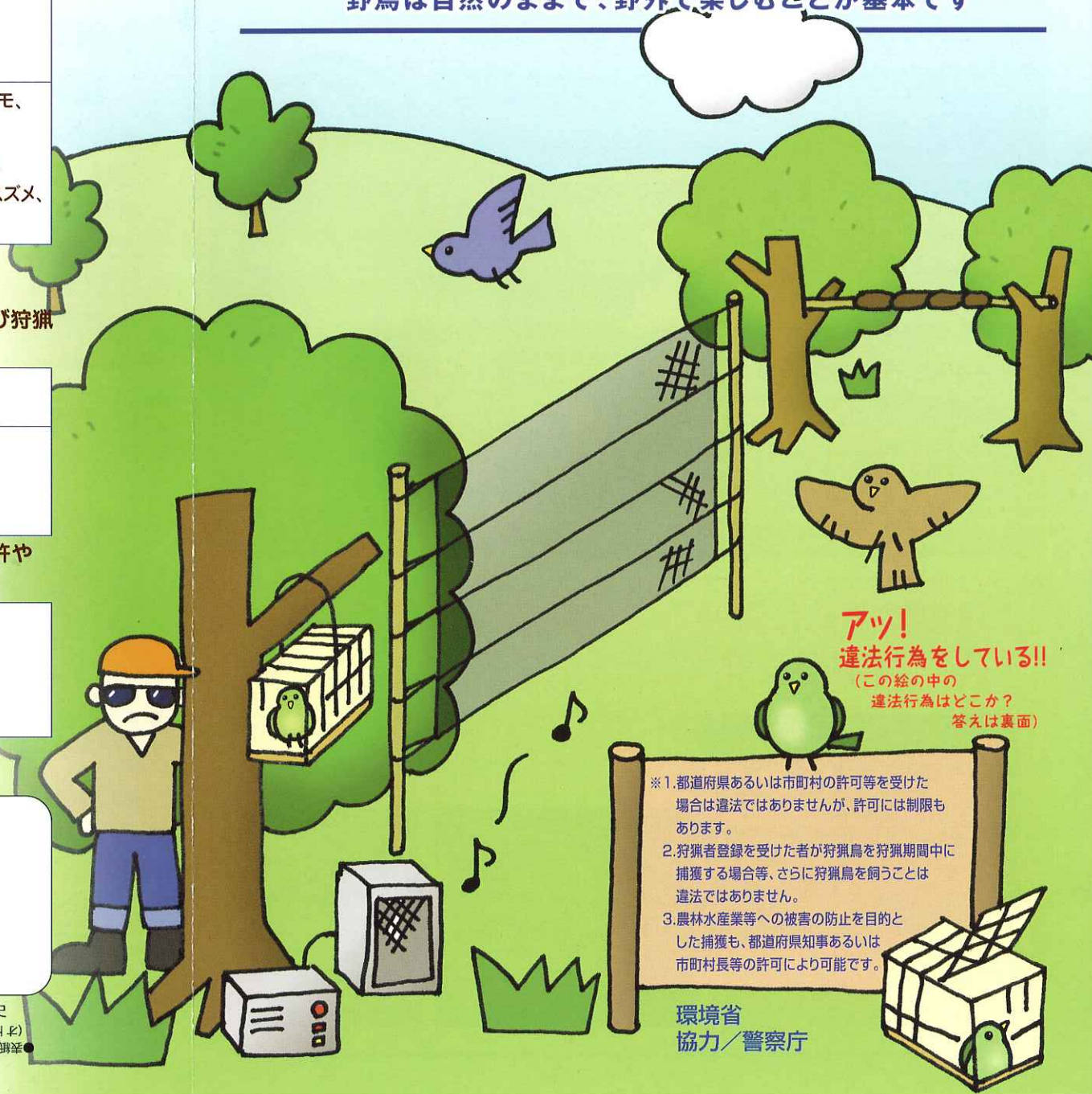
なお、トラバサミは獣類の捕獲には使用できますが、原則として狩猟免許や許可が必要です。

野生鳥獣の捕獲を目的とした狩猟者登録や許可のない者のトラバサミの使用	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
------------------------------------	----------------------

■違法行為を見かけたら、ご一報ください。

野鳥を捕まえる・飼うことは原則禁止です

鳥獣保護法に違反して捕獲された野鳥を売ることも違法です
野鳥は自然のまま、野外で楽しむことが基本です



- *1. 都道府県あるいは市町村の許可等を受けた場合は違法ではありませんが、許可には制限もあります。
- 2. 狩猟者登録を受けた者が狩猟鳥を狩猟期間中に捕獲する場合等、さらに狩猟鳥を飼うことは違法ではありません。
- 3. 農林水産業等への被害の防止を目的とした捕獲も、都道府県知事あるいは市町村長等の許可により可能です。

環境省
協力/警察庁

野鳥は許可等なく捕獲はできません

許可なく捕獲された野鳥の飼養または販売はできません
狩猟者登録を受けた者が狩猟鳥を狩猟期間中に捕獲する場合等、さらに狩猟鳥を飼う場合は除きます。

1. 愛がん飼養のため、捕獲許可の対象となるのはメジロとホオジロのみです



これらについても都道府県によっては、許可の対象とならないところもあります。
愛がん飼養のための捕獲許可は、一世帯あたり一羽のみです。



◆メジロ



◆ホオジロ<撮影/石田 光史>

2. 鳥獣保護法に違反して、捕獲又は輸入した鳥を売ること・飼うことも違法です

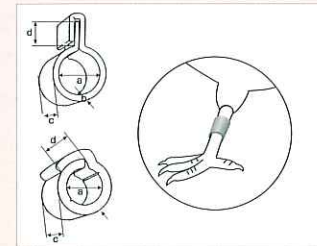


違法に捕獲して売られていたメジロ。合法的に輸入され、販売・飼養されている鳥を飼うことは違法ではありません。

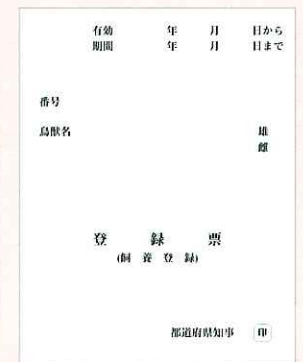


3. 許可を受けて捕獲した野鳥は、登録が必要です

都道府県又は市町村に登録した鳥には、飼養登録票(書類と足環式の両方)の表示が義務付けられています。足環は取り外してはいけません。



◆足環



◆登録票

4. このような方法で野鳥が違法捕獲されることがあります。*(発見したらご一報ください)



◆トリモチ

黒っぽいべたべたしたモチを塗った細い棒に野鳥がかかるようになっています。



◆カスミ網

黒い細い糸で作られた網を、山道や水辺などに張ってあります。様々な鳥がかかってしまいます。使用のほか、捕獲目的の所持・販売も禁じられています。(環境大臣の許可を得て、学術的な調査に使用されることはあります)



◆カスミ網



◆落としカゴ

おとりや餌でカゴの中におびき寄せ、止まり木にとまると入り口のフタが閉まるようになっています。



◆トラバサミ

左が開いた状態で中央部に重さがかかると、右のように枠の部分が閉じて足などがはさまります。

※許可を受けて捕獲する場合は違法ではありません。